



対厚生労働省

届出制

第3種 再生医療提供サポート

PRGF

PRP

CGF

PRF

第3種 再生医療を患者様へ提供するには

平成26年11月25日に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)」が施行され、多血小板血漿 PRP・PRGFや多血小板フィブリンゲル PRF・CGFを用いた治療を行うすべての医療機関に、所管の厚生局への届出が義務付けられました。添付することが必須の「意見書」の発行を厚生労働省関東信越厚生局認定 東京形成歯科研究会再生医療等委員会(認定番号: NB3150011)が審査し対応します。また、書類作成等のサポートをISBBで請け負います。“届出”のサポートを希望される医療機関は、下記までお問合せ下さい。“届出”をせずに再生医療の製造・提供を行った場合、罰則が適用されます。

申請時のサポート

Charge ¥110,000

※初回のみ※委員会審査費用含む



厚生労働省関東信越厚生局
認定再生医療等委員会
東京形成歯科研究会
認定番号: NB3150011

「届出」2つ

- ① 特定細胞加工物製造
- ② 再生医療等提供計画

申請後のサポート

Charge ¥65,000

※年1回 ※定期報告



年1回
定期報告他



厚生局への
各種問合せ



基礎研究
教育・指導



お問合せ先



一般社団法人東京形成歯科研究会

ISBB 国際血液・幹細胞臨床応用会議

Email

okudera@carrot.ocn.ne.jp

URL

問合せフォーム



TEL.03-3919-5111 / FAX.03-3919-5114

〒114-0002 東京都北区王子2-26-2 ウェルネスオクデラビルズ3F オクデラメディカル内

<https://www.tpdimplant.com/committee/nintei.php>

<https://www.tpdimplant.com/>